施行日令和８年７月８日
最近改正日　　年　　月　　日

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大阪市域の温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、ソーラーカーポート、窓や壁等と一体となった太陽光発電設備、定置用蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備等、新たな手法による太陽光発電設備の導入を促進するため、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第７号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、「新たな手法による太陽光発電設備導入補助金」（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　次のいずれかに該当すること

ア　第３条に規定する補助事業を実施する場所、施設等を所有する者

イ　アに定める者から、別表に定める補助対象設備（別表アからウまでの表に定める補助対象設備のいずれかをいい、以下「補助対象設備」という。）の設置について承諾を得ている者

ウ　アに定める者又はイの承諾を得ている者に対し、オンサイト PPA モデル又はファイナンスリース契約により補助対象設備を提供する者

⑵　補助金の交付の申請年度内に、当該申請の対象である補助対象設備に係る国の補助金（補助対象設備ごとに別表に定めるものをいい、以下「国補助金」という。）を財源として交付される補助対象設備に係る間接補助金（以下「国間接補助金」という。）の交付決定を受けた者であること

（補助事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　大阪市域において、補助対象設備の設置を計画し、実施する事業であること

⑵　補助金の交付の申請年度内に、当該申請の対象である補助対象設備に係る国間接補助金の交付決定を受けた事業であること

（補助対象経費）

第４条　市長は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

２　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備ごとに別表に定めるとおりとする。

3　補助金の交付の決定前に着手された補助対象設備の設置工事に係る経費については、補助の対象外とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の補助率等、額の算定方法及び上限額は、補助対象設備ごとに別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に規則第４条各号に掲げる事項を記載し、補助対象設備ごとに別表に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　新たな手法による太陽光発電設備導入補助金　事業計画書（様式第１－２号）

⑵　個人の場合は住民票の写し（３か月以内のもの）

⑶　法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（３か月以内のもの）

⑷　納税証明書の写し

ア　市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の直近３年度分の証明書

イ　税務署発行の納税証明書（その３の３）未納の税額がないことの証明書

⑸　事業概要や会社概要を記載した書類

⑹　国間接補助金の交付申請書一式の写し及び交付決定通知書の写し

⑺　誓約書（様式第１－３号）

⑻　その他市長が必要と認める書類

3　第１項の申請は、国間接補助金の交付決定通知を受けた後に行うものとする。

（交付決定）

第７条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定通知書(様式第２号)により補助金の交付の申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2　市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金不交付決定通知書(様式第３号)により申請者に通知するものとする。

3　市長は、補助金の交付の申請が到達してから 60 日以内（ただし、当該期間の最終日が、当該申請における補助事業の実施期間に係る予算の発効より前であるときは、当該予算が発効する日）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請者が本市の指示により当該申請に係る書類の補正に要した日数は除くものとする。

（申請の取下げ）

第８条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第７条第１項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請取下書（様式第４号）により申請の取下げを行うことができる。

２　申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

（交付の時期等）

第９条　市長は、補助事業の完了後、第 16 条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第 10 条　補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認申請書（様式第５号）に必要書類を添付して、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認申請書（様式第６号）を、市長に提出し承認を得なければならない。

２　補助事業者は、次の各号に定める軽微な変更（ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。）をしようとするときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更届（様式第７号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

⑴　補助事業の実施場所の名称変更又は補助事業者の連絡先の変更

⑵　補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助対象経費が減額となる場合であって、減額する金額が第７条第１項の規定により通知した交付決定額の 100 分の 20 に満たないもの

⑶　その他軽微な変更であると市長が認めるもの

３　市長は、第１項に定める申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該申請を適当と認めるときは、当該申請があった日から 15 日以内にその承認をするとともに、補助事業の内容等の変更にあっては新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認通知書（様式第８号）により、補助事業の中止又は廃止にあっては新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認通知書（様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第 11 条　市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

２　前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第 10 号)により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

⑴　補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

⑵　補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4　第6条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

（補助事業等の適正な遂行）

第12条　補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第13条　市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（事業着手届）

第14条　補助事業者は、補助事業に着手した場合、速やかに新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事業着手届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条　補助事業者は、国間接補助金の額の確定通知書を受領した日以降に、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に規則第14条に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　補助事業実施状況報告書（様式第12号別紙1）

⑵　収支決算書（様式第12号別紙2）

⑶　補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）

⑷　国間接補助金の額の確定通知書の写し

⑸　国間接補助金の実績報告時に提出した書類等の写し一式

3　実績報告書及びその添付書類は、国間接補助金の額の確定通知書の通知日から 15 日以内又は補助金の交付の申請年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

4　補助事業者は、やむを得ない理由により前項に定める日までに提出できない場合には、市長から当該期限の延長の承認を受けなければならない。

5　市長は、補助事業者に対し、第2項に掲げる書類のほか、補助事業の実績を確認するために参考となる書類を市長が指定する日までに提出させることができる。

6　補助事業者が第3項に定める日までに（第4項の規定による期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長後の期限までに）、実績報告書及びその添付書類を提出しなかった場合又は前項の規定により市長が指定した日までに参考となる書類を提出しなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなし、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の額の確定等）

第16条　市長は、前条の規定により実績報告書及びその添付書類の提出を受けたときは、提出された書類の審査、補助対象設備が設置された現地の調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定により補助事業の変更の承認をしたときには、その承

認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金額確定通知書（様式第 13 号）により補助事業者に通知するものとする。

2　補助金の額の算定にあたっては、第 7 条第 1 項の規定による交付決定通知書により交付決定した内容に対して、前条第 1 項の規定による実績報告において報告された補助対象経費が増減する場合、減額のみを認め、増額は認めないものとする。第 10 条第 1 項の規定による補助事業の内容等の変更により補助対象経費が増減する場合も同様とする。

（決定の取消し）

第 17 条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付決定又は前条第 1 項の規定による補助金の額の確定（補助金の交付決定と併せて、以下「交付決定等」 という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　法令に反する等不正の手段により補助金の交付を受けたとき

⑵　補助金を他の用途に使用したとき又は不適切な会計処理を行ったとき

⑶　補助金の交付決定に付した条件に違反したとき

⑷　国間接補助金の交付決定又は額の確定が取り消されたとき

⑸　前各号に掲げるもののほか、交付決定等を取り消す必要があると認めるとき

2　補助事業者は、国間接補助金の交付決定又は額の確定が取り消されたときは、直ちに市長へ報告するものとする。

3　市長は、第 1 項の規定により取消しを行った場合は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定等取消通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条　市長は、補助金の交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書（様式第 15 号）により期限を定めてその返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 19 条　補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、規則第 19 条第 1 項の規定により算出した加算金を本市に納付しなければならない。

2　補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納付日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限等）

第 20 条　補助事業者は、補助対象設備の設置工事を完了した日から法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令 15 号)で定める期間をいう。以下同じ。）を経過するまでの間は当該補助対象設備を適切に維持管理するものとし、法定耐用年数を経過するまでの間に、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで処分（譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、担保

に供すること又はその他所有権の処分に該当しうる行為をいい、補助金の交付の目的に反して使用することを含む。以下「処分」という。）してはならない。

2　市長は、補助事業者が前項の規定に違反した場合は、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書（様式第 15 号）により、既に交付した補助金の返還を求めることがある。

3　補助事業者は、第 1 項に定める期間に達しないうちに、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ新たな手法による太陽光発電設備導入補助金財産処分承認申請書（様式第 16 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4　市長は、前項の規定による申請を承認することを決定したときは、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金財産処分承認通知書（様式第 17 号）により通知するものとし、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書（様式第 15 号）により期限を定めて補助金の返還を求めることができる。

（関係書類の整備）

第 21 条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 16 条の規定による補助金の額の確定通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 22 条　この要綱の施行に関して必要な事項は、別途、環境局長が定める。

附　則

この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

別表

ア　ソーラーカーポート等太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、駐車場を活用した次のいずれかに該当するもの（ソーラーカーポート等太陽光発電設備） ⑴　ソーラーカーポート（太陽光発電一体型カーポート、太陽光発電搭載型カーポート） ⑵　その他駐車場を活用した太陽光発電設備
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち駐車場型太陽光発電設備導入事業＜略称：カーポート等事業＞のうち、「駐車場等を活用した自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業」に関する補助金
補助対象経費 ※１	国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する次の経費とする。 ⑴　原材料費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、設置工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費及び旅費 ⑵　その他市長が必要と認めるもの
補助率等	補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力１kW 当たり８万円とする。
補助金の額の算定方法 ※２	⑴　補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力に補助率等を乗じて得た額とする。 ⑵　補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限額	１事業当たり 2,000 万円とする。
交付申請書の提出期限	国間接補助金の公募開始後の日であって、市長が別に定める日

※１　消費税及び地方消費税は、補助の対象外とする。

※２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ　建材一体型太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、次のいずれかに該当するもの（建材一体型太陽光発電設備） ⑴　窓と一体となった太陽光発電設備（屋内に設置する後付け太陽光発電設備を含む。） ⑵　壁等と一体となった太陽光発電設備（屋内に設置する後付け太陽光発電設備を含む。）
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち建材一体型太陽光発電設備導入事業＜略称：建材一体型事業＞のうち、「窓、壁等の建材と一体の太陽光発電設備の導入を行う事業」に関する補助金
補助対象経費 ※１	国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する次の経費とする。 ⑴　原材料費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、設置工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費及び旅費 ⑵　その他市長が必要と認めるもの
補助率等	補助対象設備の区分に応じ、次のとおりとする。 ⑴　窓と一体となった太陽光発電設備　５分の１ ⑵　壁等と一体となった太陽光発電設備　４分の１
補助金の額の算定方法 ※２、※３	⑴　補助対象経費に補助率等を乗じて得た額とする。 ⑵　補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限額 ※３	補助対象設備の区分に応じ、１事業当たり次のとおりとする。 ⑴　窓と一体となった太陽光発電設備　1,250 万円 ⑵　壁等と一体となった太陽光発電設備　750 万円
交付申請書の提出期限	国間接補助金の公募開始後の日であって、市長が別に定める日

※１　消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※３　２つの区分（窓と一体となった太陽光発電設備、壁等と一体となった太陽光発電設備）の設備を合わせて導入する場合は、それぞれの区分の補助率等及び上限額を適用し、その合計額を交付額とする。また、２つの区分で共用する設備を導入する場合は、当該設備は、壁等と一体となった太陽光発電設備として取り扱う。

ウ　ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、次のいずれにも該当するもの（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備） ⑴　太陽光発電設備の設置とともに、定置用蓄電池を設置するもの ⑵　オンサイト PPA モデル又はリースモデルに係る要件（国間接補助金の交付要綱、公募要領等で定められるものをいう。）を満たすもの
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」に関する補助金
補助対象経費 ※１	国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する次の経費とする。 ⑴　原材料費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、設置工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費及び旅費 ⑵　その他市長が必要と認めるもの
補助率等 ※２	補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力１kW 当たり 25,000 円（戸建て住宅に補助対象設備を設置する場合は、１kW 当たり 35,000 円）とする。
補助金の額の算定方法 ※２	⑴　補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力に補助率等を乗じて得た額とする。 ⑵　補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限額	１事業当たり 1,000 万円とする。
交付申請書の提出期限	国間接補助金の公募開始後の日であって、市長が別に定める日

※１　消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（様式第１号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
(1)　補助金の額　　金　　円
(2)　算出の基礎　　新たな手法による太陽光発電設備導入補助金　事業計画書（様式第１－２号）のとおり

２　補助事業等の名称、目的及び内容
新たな手法による太陽光発電設備導入補助金　事業計画書（様式第１－２号）のとおり

３　補助事業等の開始日及び完了予定日
年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　添付書類
(1)　新たな手法による太陽光発電設備導入補助金　事業計画書（様式第１－２号）
(2)　個人の場合は住民票の写し（３か月以内のもの）
(3)　法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（３か月以内のもの）
(4)　納税証明書の写し
ア　市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の直近３年度分の証明書
イ　税務署発行の納税証明書（その３の３）未納の税額がないことの証明書
(5)　事業概要や会社概要を記載した書類
(6)　国間接補助金の交付申請書一式の写し及び交付決定通知書の写し
(7)　誓約書（様式第１－３号）
(8)　その他市長が必要と認める書類

（様式第１－２号）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金　事業計画書

１　実施体制

企業の概要	名　称			
	所在地			
	担当者役職・氏名			
	ホームページ			
	電話／ＦＡＸ		従業員数	人
	E-mail			

２　計画概要

(1) 補助事業名称		
(2)実施場所		
(3)実施期間	年　月　日　～　年　月　日	
(4) 事業の概要など	設置する補助対象設備	
	事業の概要	
(5) 事業スケジュール	※事業スケジュールを具体的に記載してください。	
(6) 事業の実施体制		

3　経費配分

(1)　経費配分

（単位：円）

経費区分	細目	補助事業に要する経費	補助事業申請額	備　　考
	合計			

(2)　補助金以外の経費負担（補助事業の経費のうち補助金で賄われる部分以外に関する経費）

負　担　者		負担方法	
負　担　額	補助事業に要する経費－補助事業申請額＝負担額		

4　他の補助金等の申請状況について

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金・助成金等について申請中又は申請予定の場合は、その名称等を記載してください。

公的な補助金・助成金等の名称等			
公的な補助金・助成金等の交付決定予定額			
申　請　日	年　月　日	交付決定予定日	年　月　日

（様式第１－３号）

誓　約　書

大 阪 市 長　様

私（当団体）は、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員、大阪市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者である。
2. 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 代表者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5. 代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
6. （事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記２～５のいずれかに該当する者がいる。
 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者
7. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。
8. 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。

※刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）第２条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含みます。

年　　月　　日

住所（所在地）
名称（団体名）
氏名（代表者）

※補助事業を２者以上の事業者が共同で実施する場合には、各事業者ごとに本書面を作成し、代表者がまとめて提出すること。

（様式第２号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次のとおり交付することとしたので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

１　補助金の交付額　　金　　円

２　設置する補助対象設備

３　補助金の交付の条件

(1)　補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第２項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4)　市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。

(5)　その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第７号）及び新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

３　その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

（様式第３号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

（交付しない理由）

（様式第４号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付申請取下書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて通知のあった新たな手法による太陽光発電設備導入補助金の交付決定について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第８条第１項の規定により申請を取り下げます。

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　　月　　日

２　取下げの理由

（様式第５号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認申請書

　　年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第１項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

１　変更の内容

２　変更の理由
(1)　事業内容

(2)　経費配分

経費区分	補助対象経費		補助金交付決定額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	

※別紙補助対象経費の積算明細のとおり

３　添付書類
・国間接補助金の変更申請時に提出した書類の写し
・国間接補助金に係る変更承認通知

（様式第５号別紙）

補助対象経費の積算明細

変更前・変更後のそれぞれの事業費、積算明細を記載すること。

（単位　　円）

経費区分	細　　目	変更前事業費	変　更　前　積　算　明　細	**変更後事業費**	**変　更　後　積　算　明　細**
	計				
	計				

（様式第６号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第１項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

（中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間））

（様式第７号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更届

　　年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 10 条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更の内容

２　変更の理由

（様式第８号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金変更承認通知書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第10条第３項の規定により、次のとおり変更を承認したので通知します。

１　変更の内容

２　変更の理由

（様式第９号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金中止・廃止承認通知書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第10条第３項の規定により、次のとおり中止・廃止を承認したので通知します。

１　中止・廃止の内容

２　中止・廃止の理由

（様式第 10 号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事情変更による
交付決定取消・変更通知書

年　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて新たな手法による太陽光発電設備導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 11 条第１項の規定により次のとおり取消し・変更をしたので、同条第２項の規定により通知します。

１　取消し・変更の内容

２　取消し・変更の理由

（様式第 11 号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事業着手届

　　年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり着手しましたので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 14 条の規定により届け出ます。

設置する補助対象設備	
実施場所	
事業着手日	年　　月　　日
事業完了予定日	年　　月　　日

（様式第 12 号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金実績報告書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 15 条第１項の規定により、次のとおり実績を報告します。

１　補助事業の名称

２　補助金の予定金額　　金　　円

３　その他必要事項
(1)　補助金の交付決定額とその精算額
　　補助金交付決定額　　円
　　補助金精算額　　円
(2)　国間接補助金の実績報告額とその確定額
　　国間接補助金実績報告額　　円
　　国間接補助金確定額　　円
(3)　補助事業の実績　別紙１（補助事業実施状況報告書）のとおり

４　添付書類
(1)　補助事業実施状況報告書（様式第 12 号別紙１）
(2)　収支決算書（様式第 12 号別紙２）
(3)　補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
(4)　国間接補助金の額の確定通知書の写し
(5)　国間接補助金の実績報告時に提出した書類等の写し一式

（様式第 12 号別紙１）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金　補助事業実施状況報告書

補助事業名	
実　施　期　間	（開始）　　年　　月　　日　　（終了）　　年　　月　　日
実　績　状　況	・設置した補助対象設備 ・事業の概要 ・事業に係る支払い等完了年月日 ・その他

（様式第 12 号別紙２）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金　収支決算書

1　決算総表　（単位：円）

経費区分	細　目	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備　考
	計				
	計				
合　計					

補助金以外の経費負担（補助事業経費のうち補助金によってまかなわれた部分以外の事項）

負　担　者	
負　担　額	
負担方法	

2　支出明細書　（単位：円）

経費区分	細　目	事　業　費	積　算　明　細	補助金の額
	計			
	計			

※支出明細には消費税及び地方消費税を含まない

（注）積算明細欄には、種別、数量、単価、金額を記載すること。

（様式第 13 号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金額確定通知書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知します。

確定金額　　金　　円

（様式第 14 号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定等取消通知書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて交付決定・額の確定をした新たな手法による太陽光発電設備導入補助金については、次のとおり交付決定・額の確定を取り消したので、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 17 条第３項の規定により通知します。

１　取消しの内容

２　取消しの理由

（様式第 15 号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大　阪　市　長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて交付決定した新たな手法による太陽光発電設備導入補助金について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 18 条・第 20 条第２項・第 20 条第４項の規定により、次のとおり補助金の返還を求めます。

１　返還を求める理由

２　返還金額

３　返還期限

４　返還方法

別添の納入通知書により、上記返還期限までに大阪市公金収納取扱金融機関に納入してください。

（様式第 16 号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金取得財産処分承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 20 条第３項の規定により、次のとおり取得した財産の処分の承認を申請します。

１　財産の品目及び取得年月日

２　財産の取得価格及び時価

３　処分の内容

４　処分の理由

（様式第 17 号）

大阪市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

新たな手法による太陽光発電設備導入補助金財産処分承認通知書

年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて申請のあった財産処分について、新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱第 20 条第４項の規定により次のとおり承認したので、同項の規定により通知します。

１　処分の内容

２　処分の理由

３　補助金の返還

□　補助金の返還を求めますので、別添の新たな手法による太陽光発電設備導入補助金返還命令書（様式第 15 号）をご覧ください。

□　補助金の返還を求めません。

（理由）